議案第1号

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月26日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

人事院勧告を考慮し、給料月額の改定、昇給区分の見直し、配偶者及び子に係る扶養手当の見直し、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大等を行うとともに、給与の適正化を図るため、給料を減額する特例措置に関し、職務の級が6級の職員については廃止し、7級及び8級の職員については減額割合を改定するため提案するものです。

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後

(初任給、昇格及び昇給)

第6条 略

2から4まで 略

- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の 昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める 基準に従い決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、55歳に 達した日以後最初に到来する4月 1日以降に在職する職員及び給料 表の適用を受ける職員でその職務 の級が8級であるもの(以下「8級 職員」という。)の第4項の規定に よる昇給は、同項に規定する期間に おける当該職員の勤務成績が極め て良好である場合又は特に良好で

改正前

(初任給、昇格及び昇給)

第6条 略

2から4まで 略

- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の 昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、55歳に 達した日以後最初に到来する4月 1日以降に在職する職員の第4項 の規定による昇給は、同項に規定す る期間における当該職員の勤務成 績が極めて良好である場合又は特 に良好である場合に行うものとし、 昇給させる場合の昇給の号給数は、 勤務成績に応じて規則で定める基

ある場合に行うものとし、昇給させ る場合の昇給の号給数は、勤務成績 に応じて規則で定める基準に従い 決定するものとする。

7から9まで (扶養手当)

第10条 略

前項の扶養親族とは、次に掲げる 者で他に生計の途がなく主として その職員の扶養を受けているもの をいう。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に 3 扶養手当の月額は、前項第1号に 掲げる扶養親族(以下「扶養親族た る子」という。) については1人に つき13,000円、同項第2号から第5 号までに掲げる扶養親族(以下「扶 養親族たる父母等」という。)につ いては1人につき6,500円(8級職 員にあつては、3,500円)とする。

準に従い決定するものとする。

7から9まで 略 (扶養手当)

第10条 略

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる 者で他に生計の途がなく主として その職員の扶養を受けているもの をいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実 上婚姻関係と同様の事情にあるも のを含む。以下同じ。)
 - <u>(</u>2) 略
 - (3) 略
 - (4) 略
 - (5) 略
 - (6) 略
 - 掲げる扶養親族(以下「扶養親族た る配偶者」という。)及び同項第3 号から第6号までに掲げる扶養親 族(以下「扶養親族たる父母等」と いう。) については1人につき6,50 0円 (給料表の適用を受ける職員で その職務の級が8級であるもの(以 下「8級職員」**という。)**にあつて は、3,500円)、同項第2号に掲げ

4 略

- 第10条の2 新たに職員となつた者 に扶養親族がある場合又は職員に 次の各号のいずれかに掲げる事実 が生じた場合は、その職員は、直ち にその旨を任命権者に届け出なけ ればならない。
 - (1) 略
 - (2) 扶養親族としての要件を欠く に至つた者がある場合(扶養親族 たる子又は**前条第2項第2号**若し くは**第4号**に掲げる扶養親族が、2 2歳に達した日以後の最初の3月3 1日の経過により、扶養親族として の要件を欠くに至つた場合を除 く。)

2 略

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

<u>る扶養親族(以下「扶養親族たる子」</u> という。) については 1 人につき10, 000円とする。

4 略

- 第10条の2 新たに職員となつた者 に扶養親族がある場合又は職員に 次の各号のいずれかに掲げる事実 が生じた場合は、その職員は、直ち にその旨を任命権者に届け出なけ ればならない。
 - (1) 略
 - (2) 扶養親族としての要件を欠く に至つた者がある場合(扶養親族 たる子又は**前条第2項第3号**若し くは**第5号**に掲げる扶養親族が、2 2歳に達した日以後の最初の3月3 1日の経過により、扶養親族として の要件を欠くに至つた場合を除 く。)

2 略

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1)及び(2) 略
- (3) 扶養親族たる父母等で第1項 の規定による届出に係るものがあ る8級職員が8級職員以外の職員 となつた場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第1項 の規定による届出に係るものがあ る職員で8級職員以外のものが8 級職員となつた場合
- (5) 略

(管理職員特別勤務手当)

- 第19条の2 前条第1項に規定する 職にある職員(次項において「管理 職員」という。)が臨時又は緊急の 必要その他の公務の運営の必要に より、週休日又は勤務時間条例第10 条に規定する休日(次項において 「週休日等」という。)に<u>1時間以</u> 上勤務をした場合は、管理職員特別 勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時</u>から<u>翌日の</u>午前5時までの間<u>(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であつて<u>正規</u>の勤務時間以外の時間に<u>1</u>時間以上勤務をした場合は、管理職

- (1)及び(2) 略
- (3) **扶養親族たる配偶者又は**扶養 親族たる父母等で第1項の規定に よる届出に係るものがある8級職 員が8級職員以外の職員となつた 場合
- (4) **扶養親族たる配偶者又は**扶養 親族たる父母等で第1項の規定に よる届出に係るものがある職員で 8級職員以外のものが8級職員と なつた場合
- (5) 略

(管理職員特別勤務手当)

- 第19条の2 前条第1項に規定する 職にある職員(次項において「管理 職員」という。)が臨時又は緊急の 必要その他の公務の運営の必要に より、週休日又は勤務時間条例第10 条に規定する休日(次項において 「週休日等」という。)に<u>勤務した</u> 場合は、管理職員特別勤務手当を支 給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時 又は緊急の必要により**週休日等以** 外の日の午前 O 時から午前 5 時ま での間であつて、正規の勤務時間以 外の時間に<u>勤務した</u>場合は、管理職 員特別勤務手当を支給する。

員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次 3 管理職員特別勤務手当の額は、次 の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める額(前2項に規定 する勤務に従事する時間を考慮し て規則で定める勤務をした職員に あつては、その額に100分の150を乗 じて得た額)とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項 の勤務1回につき、12,000円を超 えない範囲内において規則で定め る額

(2)

4 略

(定年前再任用短時間勤務職員に ついての適用除外)

第21条の3 第6条第3項から第9 項まで、第10条及び第10条<u>の2</u>の規 定は、定年前再任用短時間勤務職員 には適用しない。

附則

(令和7年4月1日から当分の間 に支給する給料の特例)

給料表の適用を受ける職員(定年前 再任用短時間勤務職員を除く。)の

の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項 の勤務1回につき、12,000円を超 えない範囲内において規則で定め る額(当該勤務に従事する時間等 を考慮して規則で定める勤務をし た職員にあつては、その額に100 分の150を乗じて得た額)
- (2)

(定年前再任用短時間勤務職員に ついての適用除外)

第21条の3 第6条第3項から第9 項まで、第10条、第10条の2及び第 10条の4の規定は、定年前再任用短 時間勤務職員には適用しない。

附則

(令和6年4月1日から当分の間 に支給する給料の特例)

18 **令和7年4月1日**から当分の間、 18 **令和6年4月1日**から当分の間、 給料表の適用を受ける職員(定年前 再任用短時間勤務職員を除く。)の うち、その職務の級が**7級及び8級**のものに係る給料月額は、給料月額から当該給料月額に<u>100分の1</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

うち、その職務の級が<u>6級から8級まで</u>のものに係る給料月額は、給料月額から当該給料月額に<u>次の各号</u>に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 職務の級が6級の職員 100分の1
- (2) 職務の級が7級及び8級の職員 100分の2

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

(単位:円)

職員	\ 級	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8 級
0	号\	給料月							
区分	給 \	額	額	額	額	額	額	額	額
定年	1	183, 500	230,000	265, 300	298,800	321, 300	355, 200	408, 300	458, 300
· 前	2	184,600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356,900	410, 200	463,800
再任	3	185, 800	233, 000	267, 300	301,800	324, 900	358, 500	412, 100	468, 800
用	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326,600	360, 100	413, 900	473, 500
短時	5	188, 000	236, 000	269, 300	304,600	328, 300	361,700	415, 700	477, 500
間##	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330,000	363, 500	417, 500	481,000
勤務	7	191, 300	239,000	271, 300	306, 700	331, 700	365,000	419, 300	484,000
職	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100	486, 500

員以	9	194, 500	242,000	273, 300	309, 100	335,000	368,000	422,700	488, 500
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310,700	336, 700	369,600	424, 200	
の職	11	197,800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700	
		199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340,000	372, 700	427, 200	
	13	201,000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374,600	428, 700	
	14	202, 700	248,600	278, 700	317,000	343, 100	376, 500	430,000	
	15	204, 400	249,800	280,000	318,600	344, 700	378, 400	431, 300	
	16	206, 100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	
	17	207, 400	252, 100	282, 500	321,700	347,600	381,700	433, 700	
	18	209,000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435,000	
	19	210,600	254, 300	285,000	325,000	350,900	385, 200	436, 300	
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326,600	352, 500	386,800	437, 500	
	21	213,600	256, 400	287, 300	328,000	353, 700	388, 500	438, 700	
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329,700	355, 200	389,900	439, 500	
	23	216, 800	258, 400	289,800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333,000	358, 200	392,700	441, 100	
	25	220,000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441,700	
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
	27	223,000	262, 200	294, 400	337,800	363, 400	396, 500	442,900	
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
	29	225, 600	263, 900	296,600	340,900	366, 500	398,600	444, 200	
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342,500	367, 800	399,800	445,000	
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369,000	400,900	445, 400	
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345,700	370, 400	402,000	446, 100	
	33	230,000	267,000	301, 300	347, 400	371, 500	402,700	446,600	
	34	231, 100	267, 800	302,600	349, 200	372, 400	403, 400	447,000	
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351,000	373, 400	404, 100	447, 400	

ĺ								
36	233, 300	269, 300	305, 200	352,800	374, 500	404,800	447,800	
37	234, 400	270,000	306,500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270,800	307,800	355,700	376, 200	406,000	448,600	
39	236, 400	271,600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449,000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406,900	449, 300	
41	238, 200	273,000	311,700	360,000	378, 700	407, 300	449,600	
42	239, 100	273, 800	313,000	360,800	379, 500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314, 300	361,800	380, 300	407,800	450, 300	
44	240,700	275, 300	315, 400	362,800	381,000	408, 100	450,600	
45	241, 400	276,000	316, 300	363, 700	381,700	408, 400	450,900	
46	242,000	276, 700	317,600	364,800	382, 400	408,700		
47	242,600	277, 400	318,900	365, 700	383, 100	409,000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383,800	409, 300		
49	243,800	278,800	321, 400	367,600	384, 300	409,500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384,900	409,800		
51	245,000	280, 200	323, 900	369,000	385, 500	410, 100		
52	245,500	280, 900	325, 100	369,600	386, 200	410, 400		
53	246,000	281, 500	326, 400	370,000	386,600	410,600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370,600	387, 200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371, 300	387,800	411, 200		
56	247,000	283, 500	329,700	372,000	388, 300	411,500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411,700		
58	247,600	284, 800	331, 300	373,000	389, 300	412,000		
59	247, 900	285, 400	332,000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332,800	374, 300	390, 400	412,500		
61	248, 500	286, 700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248, 800	287, 400	334,000	375, 100	391, 300	413,000		

1	1]		l	Ī	1
63	249, 100	288,000	334,600	375, 700	391,800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413,500		
65	249,700	289,000	336, 100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377, 200	393, 100	414,000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250,600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414,500		
69	250, 900	291, 200	338,600	378,900	394, 200	414,700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415,000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380,000	394,800	415, 300		
72	251,800	292, 900	340, 300	380, 500	395,000	415,500		
73	252, 100	293, 400	340,600	381,000	395, 200	415,700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381,600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341,500	382, 100	395,800			
76	253,000	294, 600	341, 900	382, 400	396,000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382,800	396, 200			
78	253,600	295, 100	342,800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396,800			
80	254, 200	295,600	343,800	384, 100	397,000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254,800	296,000	344, 500	385,000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397,800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385,800	398,000			
85	255, 700	296, 800	345,600	386, 100	398, 200			
86	256,000	297, 100	346,000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346,800					
89	256, 900	298,000	347,000					

					ĺ	
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348,800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349,800			
98		300,600	350, 200			
99		301,000	350,600			
100		301, 400	351,000			
101		301,600	351, 500			
102		301,900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352,700			
105		302, 700	353, 200			
106		303,000	353,600			
107		303, 300	353, 900			
108		303,600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305,600				
116		306,000				

1		I	İ						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307,000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
前		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
再任		192,000	219, 500	260,000	279,700	294, 900	320,600	362,700	396, 200
用用									
短									
時									
間									
勤									
務									
職									
員									

別表第2中「3 困難な業務を行う市長事務部局又は委員会等の事務局の部次長又は参事の職務」及び「4 困難な業務を行う委員会等の事務局の次長の職務」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第8号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
(扶養手当)	(扶養手当)				
第6条略	第 6 条 略				

- 2 扶養手当の支給については、次に 2 掲げる者で他に生計の途がなく主 掲としてその職員の扶養を受けてい と るものを扶養親族とする。
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 略

(管理職員特別勤務手当)

- 第10条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員(次項におい項が、臨時間」という。)が、臨時間以上勤務を入り、第3号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日をいう。)第3条第1項に規定する週休日をいう。)は、次項において、週休日等」という。)において、1時間以上勤務をした場合に支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の

- 2 扶養手当の支給については、次に 掲げる者で他に生計の途がなく主 としてその職員の扶養を受けてい るものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者 を含む。)
 - (2) 略
 - (3) 略
 - (4) 略
 - (5) 略

(管理職員特別勤務手当)

- 第10条の2 管理職員特別勤務手当 は、第4条の規定により管理職手 を支給される職員(次項におい項 「管理職員」をの公務のにおいび 「管理職員」をの公務のの選営 の必要その他の我孫子関で の数のでより週休日、休暇等に以下「関係」を の数のでは、休日、外第3号。以下「動 務時間条例」という。)第3条第1 項に規定する週休日をいう。)等 項に規定する週休日をいう。)等」は 休日(次項において 動務した場合に 給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により**週休日等以外の日の**

午前5時までの間(週休日等に含ま れる時間を除く。) であつて正規の 勤務時間以外の時間に1時間以上 **勤務をした**場合に支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員に ついての適用除外)

第14条 第6条の規定は、地方公務員 第14条 第6条及び第6条の3の規 法第22条の4第1項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された 職員には適用しない。

午前0時から午前5時までの間で あつて、正規の勤務時間以外の時間 に勤務した場合に支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員に ついての適用除外)

定は、地方公務員法第22条の4第1 項又は第22条の5第1項の規定に より採用された職員には適用しな V)

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す る条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例(令和4年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後

則(令和4年9月26日条例 附 第17号)

(我孫子市一般職の職員の給与に関 する条例の一部改正に伴う経過措 置)

第12条 令和3年改正法附則第9条 第6項に規定する暫定再任用職員 (以下「暫定再任用職員」という。) (新地方公務員法第22条の4第1 項に規定する短時間勤務の職を占

改正前

則(令和4年9月26日条例 附 第17号)

(我孫子市一般職の職員の給与に関 する条例の一部改正に伴う経過措 置)

|第12条 | 令和3年改正法**附則第9条**| 第2項に規定する暫定再任用職員 (以下「暫定再任用職員」という。) (新地方公務員法第22条の4第1 項に規定する短時間勤務の職を占

- 2から5まで 略
- 6 新給与条例第21条第1項の職員 に暫定再任用職員が含まれる場合 に打る勤勉手当の額の回条第2 項各号に掲げる職員のの規定のの規定のの規定に係る同項第1号中「の適 用については、同項第1号とあ過 用については、同項第1号とある は「定年前再任用短時間勤務職員」と び地方公務員法の一部を改正する 法律(令和3年法律第63号)**附則第 9条第6項**に規定する暫定再任用 職員(次号において、同項第2号中 員」という。)」と、同項第2号中

- 2から5まで 略
 - 新給与条例第21条第1項の職員 に暫定再任用職員が含まれる場合 における勤勉手当の額の同条第2 項各号に掲げる職員の区分ごとの 総額の算定に係る同項の規定の適 用については、同項第1号中「を 可等を が地方公務員は、同項第1号中の は「定年前再任用短時間勤務職員」と び地方公務員法の一部を改正する 法律(令和3年法律第63号)**附則第 9条第2項**に規定する暫定再任用 職員(次号において「暫定再任用職 員」という。)」と、同項第2号中

「定年前再任用短時間勤務職員」と あるのは「定年前再任用短時間勤務 職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第6条第3項から第 9項まで、第10条**及び第10条の2**並 びに附則第18項及び第19項の規定 は、暫定再任用職員には適用しな い。

(企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例の一部改正に伴う経 過措置)

第13条 令和3年改正法附則第4 条第1項若しくは第2項、第5条第 1項若しくは第3項、第6条第1項 若しくは第3項以第7条第1項 若しくは第3項の規定により採用 された職員については、企業職員の 給与の種類及び基準に関する条例 第6条の規定は、適用しない。 「定年前再任用短時間勤務職員」と あるのは「定年前再任用短時間勤務 職員及び暫定再任用職員」とする。

 7 新給与条例第6条第3項から第9項まで、第10条、第10条の2及び 第10条の4並びに附則第18項及び 第19項の規定は、暫定再任用職員に は適用しない。

(企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例の一部改正に伴う経 過措置)

第13条 令和3年改正法附則第4 条第1項若しくは第2項、第5条第 1項若しくは第3項、第6条第1項 若しくは第2項又は第7条第1項 若しくは第3項の規定により採用 された職員については、企業職員の 給与の種類及び基準に関する条例 第6条**及び第6条の3**の規定は、適 用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において我孫子市 一般職の職員の給与に関する条例(附則第4項において「給与条例」とい う。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてそ の者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった ものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。) は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日において その者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同 表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正 後の給与条例第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心 身障害者」とあるのは、
 - 「(5) 重度心身障害者
 - (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。)

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に掲げる扶養親族については3,000円(8級職員には支給しない。)とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正 後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用につ いては、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは、
 - 「(4) 重度心身障害者
 - (5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 」と

する。

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 (附則第2項関係)

号給の切替表

旧号給	7 1 7		新	 級		
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1

21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	

49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		

77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				

105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			_